

## 診療報酬(検体検査関連)についてのお知らせ

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。  
平素は格別のお引立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

この度、厚生労働省保険局医療課長発通知(令和2年6月30日付、保医発0630第2号、令和2年7月1日適用)により、下記内容の保険請求が可能となりましたのでご案内申し上げます。

敬具

( 記 )

【適用日】：2020年7月1日

◎ 新たに測定方法が追加された検査項目

検査項目名	実施料
オートタキシン [化学発光酵素免疫測定法]	194点
算定区分	
区分番号「D007」 血液化学検査の46【生化学的検査 I 144点】	

- ア 「46」のオートタキシンは、サンドイッチ法を用いた蛍光酵素免疫測定法又は化学発光酵素免疫測定法により、慢性肝炎又は肝硬変の患者(疑われる患者を含む。)に対して、肝臓の線維化進展の診断補助を目的に実施した場合に算定する。
- イ 本検査と「37」のプロコラーゲン-Ⅲ-ペプチド(P-Ⅲ-P)、「36」のⅣ型コラーゲン、「39」のⅣ型コラーゲン・7S、「43」のヒアルロン酸又は「46」のMac-2結合蛋白糖鎖修飾異性体を併せて実施した場合は、主たるもののみ算定する。

検査項目名	実施料
HCV核酸定量 [TMA法と核酸ハイブリダイゼーション法を組み合わせた方法]	437点
算定区分	
区分番号「D023」 微生物核酸同定・定量検査の13【微生物学的検査 150点】	

- ア 「13」のHCV核酸定量は、分岐DNAプローブ法、PCR法又はTMA法と核酸ハイブリダイゼーション法を組み合わせた方法により、急性C型肝炎の診断、C型肝炎の治療法の選択及び治療経過の観察に用いた場合にのみ算定できる。
- イ 治療経過の観察の場合において、「13」のHCV核酸定量及び「9」のHCV核酸検出を併せて実施した場合は、主たるもののみ算定する。

※下線部の測定方法が追加されました。

※弊社受託未定